

議会運営委員会行政視察委員長報告

- 1 視察期日 平成22年10月20日（水）から21日（木）
- 2 視 察 地 静岡県三島市 人口11万3,268人(平成22年4月1日現在)
愛知県北名古屋市 人口8万1,406人(平成22年4月1日現在)
- 3 出席委員 三宮幸雄、湯澤清訓、桂 祐司、岸 昭二
金子真理子、加藤勝明、福島忠夫
- 4 視察事項 三島市議会 ・議会運営全般について
北名古屋市議会 ・議会改革全般について

以上の視察事項について、順次報告いたします。

はじめに**三島市議会**の視察概要について報告いたします。

1 三島市議会の概要

三島市議会の議員数は、法定数34人、条例定数24人です。委員会の構成は、総務委員会、福祉教育委員会、経済建設委員会の3委員会があり、各委員会とも委員は8人で、議会運営委員会は委員数9人です。

このほか、特別委員会として基本条例等検討特別委員会があり、委員数は9人となっています。

2 議会運営について

（１）議会運営委員会について

委員の選出方法は、各会派3人につき1人の割合で選出していますが、2人会派からも選出しています。定数は9人で任期は議員の任期によるものとしています。会議録については事務局職員が結果を記録しており、会議録の公開はしていません。

（２）予算・決算の審査方法

予算及び決算について、総括質疑は実施しておらず、歳入、歳出とも各常任委員会に分割付託しています。

（３）代表質問及び一般質問について

代表質問は、2月定例会の市長施政方針に対して会派代表者が行っています。持ち時間は答弁を含めて60分で、質問回数は3回以内としています。なお、代表質問を行った議員は一般質問を行わないのが例になっています。

一般質問の持ち時間は、答弁を含めて50分以内としています。質問回数については制限をしていません。

（４）委員長報告について

報告内容については、委員会で委員長に一任し、事務局が案文を作成のうえ、委員長が最終的に確認しています。委員長報告に対する質疑は、報告終了後一括で行うこととなっています。質疑の通告制は採用しておらず、本会議で直接質疑を行っています。また、行政視察についての報告は行いません。

3 議会改革の取組みについて

議会改革の動きが高まるなか、議会機能の充実、議会運営の効率化等について調査・検討するため、平成17年12月8日に議会改革検討特別委員会を設置し、平成20年6月までの間に、二次にわたり25回の検討特別委員会を重ねてきました。その結果、本会議質疑において、往々にして長時間かつ論点が不明確な質疑が見受けられていたことに対して、「発言の簡明化と議題外にわたらないこと」を再認識し、議長の議事整理権の行使を適宜行うことと等を確認するとともに、質疑の1回あたりの発言時間は概ね3分以内を目途とすることとしています。

また、一般質問の重複については、通告の標題が同じであっても論点や内容が異なる場合があります、事前調整はあえて行わず、重複質問者同士で意見が同一ならば、議員の良識により質問項目の割愛等を行うこととしています。

さらに、議会機能のさらなる充実として、公聴会・参考人制度について法令の手続きに従うとともに、議会報告会や市民の意向を聞く会合を適宜、積極性を持って取り組むこと、専門性を有する付属機関的組織の設置として、議員が必要とするときは、地方自治法に基づく学識経験を有する者への調査等の依頼を検討することとしています。

次に**北名古屋市議会**の視察概要について報告いたします。

1 北名古屋市議会の概要

北名古屋市議会の議員数は、法定数30人、条例定数24人です。委員会の構成は、総務常任委員会、福祉教育常任委員会、建設常任委員会の3常任委員会が各8人、議会運営委員会10人、予算特別委員会、決算特別委員会が全議員参加の24人で構成されます。

なお、北名古屋市議会にあっては、議会運営委員会の正副委員長が出席され、調査事項について説明いただくとともに、質疑にもお答えいただきましたことを申し添えます。

2 議会運営について

(1) 議会運営委員会について

委員の選出方法は、各常任委員会の委員長3人及び各会派から議員数按分により、7人を選出しています。定数は10人で任期は1年としています。会議録は反訳を業者委託して作成し、公開しています。

(2) 予算・決算の審査方法

予算及び決算について、総括質疑は実施しておらず、歳入、歳出とも全議員で構成する特別委員会において審査しています。

(3) 代表質問及び一般質問について

代表質問は、施政方針、所信表明の行われる定例会においてのみ、各会派から代表1人が通告により行うこととしています。持ち時間は答弁を含まず30分で、質問回数は3回以内としています。なお、代表質問を行った議員は

一般質問を行わないこととしています。一般質問の質問方式は、一問一答方式ですが、登壇して一括質問を行い、再質問からは自席でおこないます。持ち時間は、答弁を含まず30分以内となっていますが、質問回数は1題目について3回までとしています。

(4) 委員長報告について

委員長報告については、原則、委員長が作成し、事務局が支援しています。委員長報告に対する質疑は、報告終了後、議案ごとに行っています。なお、質疑の通告制は採用しておらず、本会議場で直接質疑を行っています。また行政視察については委員長が本会議で報告を行っていますが、報告に対する質疑は行いません。

3 議会改革の取組みについて

北名古屋市は、平成18年3月20日に旧師勝町と旧西春町の2町が合併して誕生しました。同年4月23日執行の市長、市議会議員選挙を経て、現在の市長と市議会議員24人により、本格的に市政が運営される運びとなりました。

北名古屋市議会では、議会基本条例の制定に向けて平成19年4月12日に全議員で構成する議会改革推進協議会を設置、同年9月28日には同協議会の下部組織として、構成員10人による議会改革推進部会を設置し、精力的に協議検討を重ね、平成19年12月21日に制定の運びとなりました。

なお、北名古屋市議会の取り組みの特徴として、この条例の施行を平成20年7月1日からと定め、条例公布の日から施行のまでの期間を試行期間としこの間において条例に規定する議会運営の実践を試み、条例施行時における最善の方策を見出すこととしていました。

この背景には、合併した旧両町の議会運営の違いがあり、議会基本条例を定めたものの、その運用においては「議会改革推進協議会での全会一致を必要とする。」という申し合わせがなされていることによります。現在もこの申し合わせが成立していない項目もあるようですが、これらの状況を踏まえつつ、議会改革に対して真摯に継続的に取り組まれています。

また、市民ニーズを反映した議会運営を図るため、市民から議会活動及び委員会活動等についての意見、要望を聴取する北名古屋市議会モニターを設置しています。

以上、報告いたします。

なお、詳しい資料は、議長への視察報告書に添付してありますので、必要な方は御覧いただきたいと存じます。

平成22年11月30日

北本市議会運営委員会
委員長 福島 忠 夫

北本市議会議長 加藤 勝 明 様